警備業·探偵業行政処分簿

被処分者	認定証・届出証明書番号	長崎県公安委員会 第92000208号
	氏名又は名称	株式会社対喜建設
	代表者の氏名	糸瀬 いずみ
	主たる営業所の所在地	長崎県対馬市上県町飼所336番地
	処分に係る営業所の名称及び所在地	株式会社対喜建設 長崎県対馬市上県町飼所336番地
処 分 年 月 日		令和2年12月10日
処 分 内 容		指示
処分理由・根拠法令		1 処分理由 被処分者は、内閣府令で定めるところにより、営業所ごとに警備員の名簿その他の内閣府令で定める書類を備えて、必要な事項を記載しなければならないのに、令和2年3月27日から同年8月29日までの間に、警備員3人に対し警備員教育を実施したにもかかわらず、 1 警備員名簿に当該警備員に対して行った警備員教育に係る実施年月日、内容、時間数及び実施者の氏名を記載しなかった 2 内閣府令に規定する教育実施簿を備えなかったものである。 2 根拠法令 警備業法第45条 同法施行規則第66条第1項第1号ロ及び同項第6号 同法第48条
処	分を行った公安委員会	長崎県公安委員会

- 注1) 処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。
- 注2) 処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する。